

公社等外郭団体の点検評価に関する報告書

平成17年10月31日

福島県公社等外郭団体点検評価委員会

委員長 星野 珙二

委員 安斎 勇雄

委員 大宮 三枝子

6. 財団法人福島県建設技術センター

当社は、建設事業に関する技術及び事務の改善を図り、県内における建設事業の振興発展に寄与することを目的として、昭和53年4月に民法第34条により設立された公益法人である。

(1) マネジメントサイクルの確立

当社では、これまで中長期的な経営計画は策定されていないが、現在、外部識者も加えて、平成18年度から20年度を期間とする「中期経営計画」を検討中である。これは、近年の公共事業削減に伴い公社事業が減少する状況、あるいは「公社等外郭団体への関与等に関する指針」運用への速やかな対応と考えられるが、策定に当たっては下記事項について、十分検討する必要がある。

(2) 主体的・自立的な公社等経営の確立

当社は、常勤役職員87名のうち県職員の派遣が28名あり、土木部の別動部門のように見受けられる。公社事業が減少する現状をとらえ、事業内容、職員一人ひとりの執行方法の見直しなどを図ることにより、県職員派遣の削減を検討し、自立した公社経営への転換を図るべきである。

併せて、間接部門の効率化という観点からは、管理部門の重い現在の組織機構の見直しも急務である。

(3) 民間等との役割分担を踏まえた今後の在り方

(行政が実施する)建設事業に係わる調査、計画、設計、工事管理について当社が果たす役割は重要であるが、現在は手薄とされる市町村技術職員の状況、民間との役割分担を踏まえ、自ら定めた「市町村事業の受託方針」に基づき、継続的に業務受託の見直しを図るべきである。

また、県としても、「公社への業務委託基準」に基づき、自ら適切な委託業務の発注に努めるとともに、公社の業務受委託の運用については、必要に応じ、助言等を行うべきである。

(4) 環境変化を踏まえた個別事業等の見直し

各種積立金1,170百万円については、公益法人の本来の在り方からすれば、研修事業など公益性の高い事業への充当等有効活用を早急に検討すべきである。

新たなパートナーシップ構築のための考え方

公社等に対しては、関係する法令、条例、規則等に基づくもののほか、次の「県関与の考え方」及び「助言等に当たっての考え方」に基づき、必要に応じて助言等を行うことにより、新たなパートナーシップの構築を図るものとする。

1 県関与の考え方

(1) 基本的な考え方

これまでの指導を目的とした「事前の協議」から、公社等の主体的、自立的な経営の促進を基本とする「事後の点検評価」へ転換するとともに、「財政的関与」及び「人的関与」の限定化を図るなど、県の関与については必要最小限にとどめる。

(2) 県関与の取扱い等

上記「基本的な考え方」を踏まえ、県関与については、次のとおり取り扱う。

ア 財政的関与

(ア) 基本的な対応

県の補完的役割を担う公社等との役割分担の明確化を図りながら、事業収入の確保などによる公社等経営の自立化を促進するため、単なる赤字補てんを目的としたものは行わないことを原則とする。

(イ) 具体的な対応

a 出資金の出資等

出資金、出えん金等の出資等については、公社等を通じて実現しようとする県行政の効率的かつ効果的な目的達成の可能性とともに、将来にわたる財政的負担が過大とならないことを十分精査した上で、真に必要な場合に限定する。

b 補助金の交付等

(a) 補助金その他これに類するものの交付等については、公社等の設立目的に即した事業であって、真に必要なものに限定する。

(b) 補助金等に役員報酬及び職員人件費が含まれる場合には、事業の必要性等を十分精査し、また、県と公社等との役割分担、経費負担等を明確にした上で、交付等を行う。

なお、役員の退職金については、補助金等のほか委託料など県からの支出の算定基礎には含めない。

(c) 貸付金の貸付けについては、将来にわたる事業の需要予測、公社等の経営見通し等を十分精査した上で、真に必要な場合に限定する。

c 債務の負担

損失補償、債務保証等の債務の負担については、将来にわたる事業の需要予測、公社等の経営見通し、県の財政的負担が過大とならないこと等を十分精査した上で、真に必要な場合に限定する。

d 業務の委託

随意契約による業務委託については、「民間でできることは民間へ」の考えの下、民間企業等の活用効果と比較検討した上で、公社等の設立目的に即したものに限定する。

(ウ) 関与状況の公表

財政的関与の状況については、毎年度取りまとめの上、公表する。

イ 人的関与

(ア) 代表者への知事等の就任

非常勤の理事長等代表者への知事、副知事又は部局長の就任については、経営責任を明確にするため、真に必要な場合に限定し、原則として取り止める。

(イ) 代表者以外の役員への部局長等の就任

a 理事等

非常勤の理事等への部局長等の就任については、出資割合等に応じた権利行使、責任負担等の必要性を検討した上で、真に必要な場合に限定する。

b 監事等

公社等を監査する立場にある監事、監査役等への出納局長等の就任については、公認会計士、税理士等の外部有識者の活用促進などを検討した上で、真に必要な場合に限定する。

(ウ) 役職員への県職員の派遣

常勤の役職員への県職員の派遣については、県の事務事業との関連性及び施策推進上の必要性、県と公社等との役割分担などを総合的に勘案した上で、真に必要な場合に限定する。

(I) 役職員への退職予定である県職員の紹介

常勤の役職員への退職予定県職員の紹介については、公社等からの要請に応じ、その必要性等を検討した上で、真に必要な場合に限定する。

(オ) 関与状況の公表

人的関与の状況については、毎年度取りまとめの上、公表する。

ウ 点検評価等

(ア) 定期的な調査の実施

公社等の運営状況などについて、毎年度1回、調査を実施する。

(イ) 点検評価の実施

上記調査に基づき、有識者で構成する第三者機関による統一的・客観的な視点からの点検評価等を実施し、必要に応じて助言等を行う。

(ウ) 点検評価等状況の公表

調査及び点検評価の状況については、毎年度取りまとめの上、公表する。

エ 点検評価結果等に基づく見直し

点検評価等の結果、改善などを要する公社等の見直し、また、設立目的を達成した公社等又は社会経済情勢の変化に伴い必要性が低下した公社等若しくは関連する業務又は類似する業務を行っている公社等の在り方の見直しについては、必要に応じて設置者等である県として計画を策定するなどし、助言、指導等を行う。

オ その他

公社等の根幹である「定款又は寄附行為」の変更については、あらかじめ必要な助言等を行う。

2 助言等に当たっての考え方

(1) 基本的な考え方

公社等の経営については、自己決定・自己責任を基本に、公社等が主体的、自立的に行うべきことを十分尊重する必要がある。

その上で、下記(3)に掲げる「公社等経営の基本的事項」を踏まえ、必要に応じて、適切な助言、指導等とともに、財政的・人的な関与を行う。

(2) 部局長の責務

ア 所管部局長の責務

公社等を所管する部局等の長（以下「所管部局長」という。）は、公社等に対して、自主性、主体性を尊重しながら、必要に応じた助言、指導、財政的・人的な関与等を適切に行う。

イ 総務部長の責務

この指針が統一かつ円滑に運用されるよう、総合的な調整、点検評価結果等の取りまとめなどを行うほか、所管部局長に対して、必要に応じて助言等を行う。

(3) 公社等経営の基本的事項

ア 業務運営の適正化

(ア) コンプライアンス態勢の確立

県行政の補完的な業務を行い、県と連携を図りながら県民福祉の向上に努めなければならない社会的責任を負うことに鑑み、経営者の責任でコンプライアンス態勢を確立する必要がある。

コンプライアンス

関連する法令等のほか、社会規範、倫理、契約に係る内部規定等も含んだ広範囲なルールを守って行動すること。

また、倫理に則して、公正かつ公平な業務遂行を行うこと。

(イ) マネジメントサイクルの確立等

経営目標等を設定した上で、コスト意識を持った経常的な点検評価、見直しなどを行うマネジメントサイクルを確立することにより、計画的かつ適正な業務運営を図る必要がある。

また、目的を達成した業務及び社会経済情勢の変化に伴い必要性が低下した業務については、廃止又は縮小などの検討を行う必要がある。

(ウ) 情報公開の推進

事業や財政基盤が公共的性格を有することを踏まえ、その活動の透明性を高め、県民の理解と信頼を確保する観点から、インターネット等を活用し、業務・財務等に関する文書等を公開するなど情報公開を推進する必要がある。

イ 組織機構の簡素効率化

(ア) 類似団体との統合等

他の団体と関連する業務又は類似する業務を行っている公社等については、その在り方に関し、統廃合を含めた抜本的な検討を行う必要がある。

(イ) 機動的・弾力的な組織運営

小規模な又は細分化された組織については、事業執行の一層の効率化を図るため、再編、統合等の検討を行うとともに、組織の硬直性を排し、業務動向に応じた機動的かつ弾力的な組織運営に努める必要がある。

(ウ) 組織の肥大化抑制

業務の必要性から新たな組織を設置する場合については、スクラップ・アンド・ビルドの原則により、組織全体の見直しを行うなど、組織の肥大化を抑制する必要がある。

ウ 内部管理の適正化

(ア) 役員数の適正化等

役員数については、公社等の規模、業務内容等を総合的に勘案して、適正数にとどめる必要がある。

また、役員については、公募の実施等を含め広く人材を募ることにより優れた経営感覚、経営手法の導入等を図るとともに、経営責任の明確化、能力発揮等のための「役員業績評価制度」の導入なども検討する必要がある。

(イ) 監査機能の強化

監事、監査役等については、公認会計士等を活用するなど、監査機能の強化を検討する必要がある。

(ロ) 職員数の適正化

職員数については、業務量の変動に応じた効率的かつ弾力的な配置に努め、新たな業務への対応においても、既存業務の見直しや事務処理方法の改善、また、嘱託職員、人材派遣等の活用などにより、新規増員を抑制する必要がある。

(ハ) 役員報酬等の適正化

役員の報酬等及び職員の給与等については、経営者の責任で、経営状況等を勘案して決定する必要がある。

(ニ) 役員在職期間等の適正化

役員の在職期間及び職員の定年制については、組織の活性化等を図るため、適切に取り扱う必要がある。

エ その他

職員の能力開発を推進するため、研修機関の集合研修を活用するなど職員研修の内容充実を図るほか、公社等間の人事交流などについて検討する必要がある。

財団法人福島県建設技術センター寄附行為

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人福島県建設技術センター（以下「センター」という。）という。

(事 務 所)

第2条 センターは、主たる事務所を福島県福島市中町7番17号におき、必要な地に支部を置くことができる。

(目 的)

第3条 センターは、建設事業に関する技術及び事務の改善向上を図り、福島県内における建設事業の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 建設事業に関する研究及び相談
- (2) 建設事業に関する調査、試験・研究、設計及び監理の受託
- (3) 建設事業に関する研修
- (4) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

第5条 センターの資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 センターの資産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) センターの設立に際し基本財産として指定された財産

(2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

(3) センターの設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第7条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第8条 資産は、理事長が管理し、その管理の方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債、その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 センターの経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)

第10条 センターの事業年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 センターの事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に理事会の承認を得なければならない。

2 前項の規定は、センターの事業計画及び収支予算を変更する場合について準用する。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の収入又は支出は、予算が承認された場合、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第13条 センターの事業報告及び収支決算書類は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、監事の監査を経て、その事業年度終了後3月以内に理事会の承認を得なければならない。

(長期借入金)

第14条 センターが資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の同意を得、かつ、福島県知事に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員の種類及び選任)

第15条 センターに、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 専務理事 1人
- (3) 常務理事 2人以内
- (4) 理事(理事長、専務理事及び常務理事を含む。)

1 1人以上15人以内

- (5) 監事 3人

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事長は、理事の互選により定める。

4 専務理事及び常務理事は、理事長が理事会の中から理事会の同意を得て選任する。

5 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の職務)

第16条 理事長は、センターを代表し、業務を統轄する。

- 2 専務理事は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。
- 3 常務理事は、理事長の命をうけ、通常の業務の業務を処理するとともに、理事長及び専務理事とともに事故があるときは、その職務を代理し、理事長及び専務理事とともに欠けたときは、その職務を行う
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) センターの財産の状況を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は福島県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会を召集すること。

(役員の任期)

第17条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会において評議員現在数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任の議決を行う評議

員会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 理 事 会

(構成)

第20条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第21条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、センターの運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第22条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めた場合

(2) 理事の過半数から会議の目的を示して開催の請求があった場合

(3) 監事が第16条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合

(招集)

第23条 理事会は、前条第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その請求の日から起算して15日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、開会の日の5日前までに、文書をもって会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を通知しなければならない。

(議長)

第24条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第27条 理事会に出席することができない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 理事会の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 理事会に出席した理事の氏名

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長のほか、出席した理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 センターに、評議員8人以上12人以内を置く。

2 評議員は、理事会で選任し、理事長が委嘱する。

- 3 評議員は、原則として理事又は監事を兼ねることができない。
- 4 第17条及び第19条の規定は、評議員の任期及び報酬等について準用する。
この場合において、第17条および第19条中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員の解任)

第30条 評議員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において理事
現在数の3分の2以上の同意により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他評議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により評議員を解任しようとするときは、解任の議決を行う理
事会において、その評議員に弁明の機会を与えなければならない。

(評議員会の構成及び権能)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- (1) 評議員会に会長及び副会長を置く。
- (2) 会長及び副会長は、評議員の互選により定める。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ
て調査審議するとともに、必要に応じて、センターの重要な事項に関し、理
事長に建議することができる。

3 理事長は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次に掲げる事項につい
て評議員会に諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 基本財産の処分及び長期借入金に関すること。
- (4) 第1号及び前号に定めるものを除くほか、新たな義務の負担及び権利の
放棄に関すること。
- (5) その他理事会で必要と認めた事項

(評議員会の開催及び招集)

第32条 評議員会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めるとき。

(2) 評議員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(3) 監事が第16条第5項第4号の規定に基づいて招集する場合

2 第23条の規定は、評議員会の招集に準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「前条」とあるのは「前項」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会の議長)

第33条 評議員会の議長は、評議員会の会長が務めるものとし、会長に事故があるときは、副会長が代理する。

(評議員会の定足数)

第34条 評議員会は、評議員現在数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(評議員会の議決)

第35条 評議員会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、評議員として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決等)

第36条 評議員会に出席することができない評議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の評議員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条で準用する第28条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 第28条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(理事会への委任)

第38条 第31条から前条までに定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第6章 事務局

(事務局)

第39条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局に関する規程は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(職員の任免)

第40条 事務局の職員は、理事長が任免する。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第41条 この寄附行為は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の認可を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余財産の処分)

第42条 センターは、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、福島県知事の承認があったときに解散する。

2 センターの解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会の議決を経、かつ、福島県知事の許可を得て、センターと類似の目的を有する団体に寄附する。

第8章 雑 則

(委 任)

第43条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、センターの設立について福島県知事の許可を受けた日から施行する。
- 2 センターの設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとする。
- 3 センターの設立初年度の事業計画及び予算は、第11条第1項の規定にかかわらず設立者の定めるところによる。
- 4 センターの設立初年度の事業年度は、第10条の規定にかかわらず昭和53年4月1日に始まり、翌年5月31日に終わるものとする。

附 則（昭和54年8月13日議決）

この寄附行為の変更は、昭和54年8月16日から施行する。

附 則（昭和56年5月26日議決）

- 1 この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。
（昭和56年6月4日認可）
- 2 この寄附行為の変更の施行の日の前日に、現に、変更前の寄附行為第13条の規定に基づき役員である者については、変更後の寄附行為第13条の規定により選任された役員と見做す。

附 則（昭和58年7月25日議決）

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可があった日から施行する。

（昭和58年8月8日認可）

附 則（昭和60年12月5日議決）

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可があった日から施行する。

（昭和61年1月14日認可）

附 則（平成10年3月25日議決）

- 1 この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。
- 2 この寄附行為の変更の際における役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず平成11年3月31日までとする。
- 3 この寄附行為の変更の際における役員は、第15条第2項の規定により、評議員会において選任されたものとみなす。

（平成10年5月11日認可）

附 則（平成11年2月19日議決）

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

（平成11年3月19日認可）

附 則 （平成12年3月27日議決）

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

（平成12年3月27日認可）

附 則 （平成13年3月28日議決）

この寄附行為の変更は、福島県知事の認可のあった日から施行する。

（平成13年4月1日認可）